

教育委員会専用のバスが導入できないかどうかお尋ねいたします。

四番目ですけれども、学校開放の一環として、今第一小学校あるいは第一中学校、そして今、第二中学校に夜間照明の工事が、第一小と第一中学は済んでおりますけれども、今、二中工事はやっておりますけれども、ナイターができる場合、電気料についてどのような考え方を持っていくのかお尋ねいたします。それから、五番目になりますけれども、これも決算委員会でも出ておりましたけれども、プールのロッカー代でございます。耐用年数があと三年残っているということでありまして、決算委員会で詰め切れなかったところがありますので、何とかこれも、やはり無料化ということと結論をつけたいという気がいたしますので、その辺の考え方をお願いいたします。

次に、市民体育大会の開会式のときに、功労者や成績優秀な人を表彰したらどうかということ、これも齋藤議員さんが決算委員会のときに言っておりましたけれども、やはりあれだけの人数が集まるときに、そういう制度がないというのは、非常に寂しい感じがいたしますので、何とか、来年は市制二十周年ということがありますので、相当数遡って大幅な表彰ができればなという気がいたしますので、その辺の考え方をお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 小野沢議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

緑化行政についての一点目、下の川沿いの緑の保護対策についてでございますが、当市も都市化が急速に進展する中で、貴重な緑の環境は年々減少しております。人間は自然の構成員の一部分であって、自然が破壊された都市の中での生活は、健康を害し、潤いと安らぎのある生活が得られなくなるわけでございまして、そこで、当市でも緑化対策として生け垣の補助金制度やあるいは公園緑地の築造に努力をしているところでございますが、さて、その下の川沿いの緑の保護対策でございますけれども、このはけ部分の緑は、市内で数少ない緑のベルト地帯でございます。このはけは、市民の皆様にとって、貴重な緑であり、私は将来のためにも、この緑を何とか残し保護していきたいと考えておるところであります。御案内のと

おり、このはけ部分は個人の用地であり、近年、地価の高騰の中で、何カ所かの開発が進んでいるのが現状でございます。このまま放置いたしますと、緑の保護はおろか、緑の破壊につながってしまうわけでございます。

このような状況から、市といたしましても、関係権利者と用地交渉をした経過もございますが、全面的な御理解をいただくまでにはまだ至っておりません。また、買収すると一言で申ししましても、莫大な予算が必要でございます。市の単独事業では困難でございます。そこで、防衛施設庁にお願いし、このはけ部分を公園緑地事業として、国の補助を受けて実施していきたいと、このように考えているところであります。いずれにいたしましても、手をつけないでおりますと、開発は進み買収等がなお一層困難になってしまうわけでございますので、実施計画に基づき、今後、土地開発公社との関連も含めまして、十分検討し、緑の保護に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

緑化行政についての二点目の緑化基金の設置につきましては、御答弁を申し上げます。

福生市の緑につきましては、丘陵地帯もなく、全体的に緑が少ない状況でございますが、市でもそれなりに緑地の確保に努めてまいりました。現在残っている緑も、玉川上水や奥多摩街道沿いのはけ地等の樹林地が中心で、それ以外の緑地につきましては、大部分が農地や住宅地内の緑地であります。さらに、福生市は市街化、宅地化が進んでおりまして、緑化問題は大きな課題となっております。緑化施策の基本は、やはり一に緑化の啓蒙。そして、二に緑化の推進。そして、三に緑地の保全ではないかと思うのでございますが、御質問の緑化基金の設置につきましては、昨年の十二月議会でも御質問をいただき、これまでも検討してまいりましたが、緑化事業は長期的かつ安定的な施策として確立する必要がありますので、まず、福生市の緑の実態を把握いたしましたして、緑化の体系づくりを進め、その中で御指摘のような点も踏まえまして、市民にも参加していただけるような基金の設置につきましても検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

次の社会教育行政につきましては、教育委員会より答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。以上で、小野沢議員さんからの御質問に対しまする答弁とさせていただきます。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、スポーツ振興策について六点の御質問をちょうだいしておりますので、第一点から答弁させていただきます。

第一点の温水プールの設置でございますけれども、夏の市民スポーツとして、水泳は年齢層を問わず大変人気のあるスポーツでございます。また、全身運動として、特にリハビリテーション等にも利用方法によって、非常によろしいというふうに言われております。御質問の温水プールでございますけれども、一年中、利用できる施設として、大変すばらしい施設だと思っております。この問題につきましては、場所または管理面、運営費等、数多くの問題があるわけでございますが、今後、十分に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次に、第二点目の福生地域に体育館建設の時期と市民体育館の改築についてという御質問でございますが、みずからの健康を保持し、家族で楽しむファミリースポーツ等、身近なところで、しかも気軽に利用できる施設として、熊川体育館を昭和六十二年十月に開館させていただいたわけでございます。現在まで、非常に多数の方に御利用いただいているわけでございますが、スポーツ愛好者は、年々増加しているのが現状でございます。これらの現状を十分考慮いたしまして、福生地域にも、できるだけ早い時期に建設できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、市民体育館の改築でございますけれども、昭和四十八年に建設されました、十六年経過いたしましたわけでございます。当時は、近隣の市町にない誇れる施設であったわけでございますけれども、現在では、多様化するスポーツに対応し切れず、御利用いただく皆様に対しましては、御不便をおかけしている点もあるかと思いますが、今後の改築計画といたしましては、福生地域の体育館を建設した後になろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、三点目の教育委員会専用のマイクロバスの考え方でございますけれども、各団体の遠征試合、都民大会、市町村大会等、非常に多くの試合がございます。福生市を代表していく場合等の足の確保として、マイクロバスがあれば、スポーツ振興をする上にも、非常に意義があるかと思っておりますので、今後、十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次に、学校開放におきますナイター照明の電気料についてでございます。市立の小中学校の校庭及び体育館を学校教育の支障のない範囲内で健全なスポーツ及びリクリエーションに限り開放しているわけでございますが、ナイター照明につきましては、御協力によりまして、一小、二中につくらせていただきました。本年度は二中に設置しているわけでございます。今後とも近隣の皆さんの御理解をいただきながら、さらに順次、設置していく予定でございます。今後とも近隣の皆さんの御理解をいただきながら、設置された後、有料化について考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。次に、五点目のプールのロッカー代の無料化についてでございます。これは昭和五十七年三月に設置いたしましたわけでございますが、ロッカー使用料として、五十円を個人負担にさせていただいておるわけでございます。税法上、ロッカーの耐用年数は十年となっております。使用料につきましては、買い替えの時期に十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げる次第でございます。

次、体育の日、市民総合体育大会にスポーツ功労者の表彰でございますけれども、現在、福生市におけるスポーツの普及につきましては、先輩諸氏の並み並みならぬ努力だと認識しておるわけでございます。今後、ますますスポーツ振興を図る上にも、スポーツ功労者の御努力に報いるよう実施に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○十八番（小野沢 久君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、下の川沿いの緑地の関係でございますけれども、今の市長の答弁でおよそ想像はできますけれども、最終的には、補助金に頼らざるを得ないということが、今の状況ではなからうかと思っております。も、そうはいっても、これをいつまでも放置するということは、それまで待つわけには、これはいかないのはだれしもわかると思うのです。ならばどうするかという、やはり一番身近な策を考えていかなければならないと思うんです。やはり一番心配するのは、下からの開発ということだと思っておりますけれども、あそこは、至るところにわき水が出ているところもありますので、前にも若干出たような気がしま

すけれども、相当規模の水路をつくって散策道路のような部分も十分に設けていかななくてはならないという気がいたしますけれども、それなりの構想があるかと思ひますので、その構想があったら、お知らせ願いたいと思います。

それから、このはけにも、若干樹林地の保護奨励ということで、対象になっているところが、最も、これは地主さんが申請しなければできないことでありますけれども、若干あるかと思うので、それがどのくらいあるかお願いいたします。

それから、先ほどの市長の答弁の中でも、地主さんと交渉した経過もあるということでございますけれども、実際に、このはけにどのくらいの地権者があって、今までにどのような対応をしてきたか、答弁があったらひとつお願いいたします。

それから、基金の関係なのですが、若干ニュアンスの違いはありますけれども、どうしても私が言いたいことは、市民が総参加で、いろいろな形で参加をする緑化ということがねらいでありますので、そこらを理解していただきたいと思いますけれども、我が市でもいろいろ緑化の面ではやっております。小学生に花を配ったりなんかしておりますけれども、実際にもう一步、例えば木の手入れとか、木の植え方あるいは肥料のやり方とかいった草花の育て方といったようなリーフレットをつくってPRするとか、市内にある花木を紹介していくようなPR方法も考えてみたという気がいたしますので、その辺の考え方があるかどうかお願いいたします。

それから、社会体育の関係なんですけれども、努力が一個で全部検討、温水プールの関係なのですが、今も、非常に答弁の前半はすばらしい、それで、最後に行つて、場所、管理、運営等で検討ということなのですけれども、やはりある程度の方向づけをした上の検討をしていただきたいと思います。というのは、私も議員になったばかりは、一番先に総務委員会に入れてもらつて、やはり何か所も温水プールへ視察なども行つて、そのときには、やはり経費がかかり過ぎてこれは難しいわいという気がしたのです。しかしながら、時代の流れは、やはりそれだけ市民の要望が出てきているということは、やはりばち本格的に、その問題を、ただ検討ということではなくて、やはり実施に向けた検討なのか、全く白紙の上で

検討なのかというぐらいのところは、方向づけをしていただきたいと思いますので、もう一度、そこらのところは、全く白紙からの検討なのか、若干そういう要望があるのならば、つくる方の方向で検討とかというどっちかの方向づけを、ついででございますが、民間プールは、なかなかあれば自由に行つて自由に泳がないという大きな欠点がございますが、カリキュラム中心でございますから、これは、やはりあれがあることによつて底辺が広がつて、なおかつ、市民プールにも来ていただけると、やはり全体で水泳の愛好者がふえるという面、お互いに、これは持ちつ持たれつの部分があつて、そういう営業的なことを侵害をする部分は、時間的なことがあるので、その辺の心配は素人ながらなろうかという気がいたしますので、その辺の心配なく、これは行政としてやつてもらふようお願いいたします。

それから、体育館の関係、もう再三出ていますので、やはり何とか市長も目玉をつくることも含めて、これができないことに、今の答弁で、今の体育館、市民体育館の方の手もつけられないということでございますから、これは、これ以上言いませんけれども、何とか早い時期にできるような、でも、いつもこういう答弁だと、次にはどういうことを検討してきたか、早い時期に向けて、どういう努力をしたかということを質問しますけれども、きょうのところは、一応これはこのぐらゐにしておきますので、次回に期待をしたいと思ひます。

それから、教育委員会のマイクロバスの関係なんですけれども、十分検討ということ、これは議会に出したのは初めてでございますので、検討していただきたいと思ひます。特に、私が考えるのは、職員を雇つてバスを買つてということではなくて、やはり今の時代は、リースの時代ですから、当然これはもうリースでいくべきだという気がいたします。まして、これは蛇足ですけれども、市長の車にしても、議会の車にしても、タクシー、ハイヤーの方が、よほど便利がいいです。余り事故の場合の規定もない。そういう分では、営業上向こうがやるわけですから、そこらも含めて、当然リース社会ですから、リースという方向があるかと思ひますけれども、今、十分検討だから、これからの話で、じゃどうするかということ、今聞いて、答えが返ってくると思ひませんので、これも、これからいろいろな議員さんも、いゝるでしようけれども、とにかくほしいということを、教育委員会で要らないやなんて言つてしまふと、こ

それはまたあれなんだけれども、教育委員会としての必要性についてはどのように考えているのか。足の確保で意義があるということで、十分検討という答弁だったので、教育委員会としては必要性があるかどうか、ひとつお願いいたします。

それから、学校開放のナイターの件ですけれども、レクリエーションということで、全部に設置された後で考えるということなのですけれども、私は有料にしろと言っているのではないのだけれども、社会体育施設は、すべて大体無料で使えるものはないですね。大体全部受益者負担でやっていますから、そうなるのではないかという気はします。あれば、前にはこういう話があったのです。各学校にナイターはつけますと。しかしながら、近所の了解をいただければ、いつでもつけますということがあったのです。やめられた課長さんの時期ですけれども、ですから、今回これで一小と一中と二中ができるわけですけれども、それ以外のところが住宅地の中にあるので、なかなか難しいというような気もするのですけれども、今回のことも含めて、近隣住民に対しては、どのような対応をとってきたか。設置する前に話をしたのかしないのか。でき上がったら、話をするのかどうかという点の対応をお願いいたします。

それからもう一つ、今、次長の答弁では全校ということだったけれども、実施計画の中を見ても、その後のことについては、載っていないのではないかと思います、その辺のことはどうですかね。

それから、プールのロッカー代のことですけれども、十年、買い替えの時期に検討ということですから、あと、五十七年ですから三年ですわね。だから、買い替えのときに検討ということとは、買い替えのときになつてから、無料にするかどうかということとはもう検討が十分できると思うんです。あれば例えば百円玉を入れたら返ってくる方式が、今のどこでもとっている無料方式ですから、方法の違いがあるかと思えますので、やはりそこらところは、時期になってから検討ではなくて、もうそこらで結論を出しておいて検討でもよからうかという気がする。なぜ、こんなことを言うかという、確かに、五十円だから、大した金額ではないという気がいたすわけですけれども、実際には、その都度五十円玉を用意しなければならぬ。一回入れて、何か忘れたなあと、ゴーグルを忘れたといっても、また入れなければいけない。そして、なければ、また下に行つて両替をしてもらわなければならないので、非常に不便であり、失敗する

と不愉快な思いをします。既にもう入場する段階で、入場料払ってやっているわけですから、当然、これはもう無料にすべきという気がいたしますので、そこらの買い替えのあと三年後のときに検討するではなくて、今無料の方針でいきたいかという、何かもう少し気のきいた答弁ができるのではないかと思うのだけれども、お願いいたします。

それから、表彰の件ですけれども、これは努力という形で、今、答弁いただいたのですけれども、非常に、今の福生の社会体育の関係がここまで来るには、多くの方がいろんな形で、やはり努力しているということは、御承知いただいていると思います。ですから、これは教育長の名前で表彰すればいいことですから、表彰規定と別に考えればできることです。何も賞状一枚に金一封つけるというわけではないのですから、少しさかのぼってより多くの人に、感謝状なり表彰状をここで発行して、今までの二十年という一つの境に、今までの御苦労にこたえるという形でやっていたきたいという気がします。それから、その後は、やはり毎年、その年度、年度のそういうある程度の規定を設けてくれば、優秀な人を表彰していくとか、優秀な団体という形で枠組みもできると思う。とにかく一回目は、やはりより幅広い形での表彰ができるようにしていただきたいと思えますけれども、まあ努力ということでございますけれども、見通しがあれば、お願いをいたします。以上です。

○建設部長（小野光朗君） それでは、緑化行政につきましての下の方の公園構想というのでしようか、湧水等を主体にした構想について、どんな考え方があるかという御質問について、私の方から御答弁申し上げます。

この地域につきましては、先ほど市長が言いましたとおり、非常に緑のゾーンとして大事なところでございます。六十二年に基本調査、六十三年に基本設計というふうなものを、一部お願いしてあります。そういう中で、まとめた中でおきますと、あの辺は拜島団地のはけにございまして、比較的、一部にございますけれども、常緑照葉樹林帯があつて、カグとかシナノキといったようなものがある。もちろん、多摩川とか玉川上水に沿った武蔵野の景観、これはクヌギ、ナラ、ケヤキというふうなものとは、多少違った趣もあるそうでございます。下の方には、アオキ、ツバキ、サカキといった常緑の低木があると。

鳥類については、セキレイとかキジバト、ヒヨドリといったものがあって、五小の野鳥運動などが盛んになっていくわけでございます。

御指摘の湧水については五カ所あります。そこには、沢ガニがいたり鳥が水を飲みに来るといふような場所だと思えます。そういう意味で、今後は、多摩川の河原の河川公園と下の川というのは、一つのゾーンとなるのではないかと思います。この調査の結果を見ますと、計画概要といたしましては、地元の人々の憩いの場所になる。それから、野鳥や自然と触れ合える。湧水をはけの下に流す。それから、都会的な機能の施設も有する。そんなふうなことを言いまして、自然と都会の調和というふうなものをしております。その素材としては、今ある樹林、湧水、これは五カ所ございます。その流れ、水のよどみ、四季を感じる植栽、散策路、野鳥の飛来、こういうふうなものを前提といたしまして、公園施設を整備していくということがいいのではないかと調査がありますので、これらも含めてこの緑化の土地等の確保の段階の中では、そういうふうなもの、また十分検討しながら進めてみたいと思えます。以上でございます。

○教育次長（古谷正夫君）

五点にわたりまして、御答弁させていただきます。

最初に、温水プールの関係でございますけれども、現在、各市の体育館を見ますと、室内にプールを設置して温水があるというふうな形の体育館がふえている傾向にあるわけでございます。そういうふうな面をみますと、当然福生地区に近い将来、体育館を建設したいというふうな考えを持っているわけでございますが、その中に、あわせてプールができるかどうか十分検討させていただきたいと考えているわけでございます。

次に、マイクロバスの関係でございますけれども、教育委員会の必要性はというふうな御質問でございますが、教育委員会といたしますれば、やはり都大会などいろいろな大会に派遣するというふうなことから、この必要性は痛切に感じておるわけでございます。今後、この点につきましては、リースを含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次に、ナイター照明の関係でございますけれども、近隣住民への説明をしたかというふうなことでございますが、今まで、一小、一中、それから二中については説明いたしておりません。と言いますのは、付

近住民に、余り接近しないというふうなことから説明していなかったわけでございます。しかし、今後、四小以下、いろいろと設置させていただくわけでございますが、近隣に住民が多ございますので、これらにつきましては、御理解いただくように説明をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それから、実施計画にはどうなっているかと。今後の方向づけでございますけれども、これにつきましては、実施計画は見直しをさせていただいているわけでございますけれども、来年度の実施計画、二月ごろ出します実施計画の中には、登載させていただいております。

それから、プールのロッカー代でございますけれども、これは税法上十年ということで御答弁させていただいておりますが、三年先になるわけでございます。当然、この三年先になりますときには、有料の方向でいくのか無料の方向でいくのか、当然、機械をそのような方法で選ぶが、現在は、大半は百円を入れるとか、コイン方式で無料化が多いようございますが、そのロッカーを入れる時期に、考えさせていただきまして、入る時期には、十分対応できるような処置をしていきたいというふうに考えております。

それから、体育功勞の関係でございますけれども、確かに、今までのいろいろと表彰しなければならぬケースがあったらうと思えます。これにつきましては、体育功勞以外にも、やはり文化功勞もあわせて考えていかなければならないと思っておりますので、これにつきましては、文化と両方面を考えながら検討してまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君） 下の川沿いの緑地のことで、樹林地の奨励金の対象者及び面積についてどのようなかと、こういうような御質問でございますが、対象者は三人で、四筆、面積は二千三百五十一平方メートルということになっております。

次に、花木の分布状況について、市民に知ってもらうようなPRをすべきだがどういう考えがあるのか、こういうような御質問でございます。花木の分布状況につきまして、市民の方にも、市内にどのような緑や花木があるのかについて知っていただくことも大切だと思いますので、パンフレット等の活用の中で考

えていきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、木の育て方や剪定の仕方あるいは肥料のやり方等について、講習会等を開いたらどうかと、こういうような御質問のようでございますが、これらにつきましては、確かに剪定の仕方とか木の肥料のやり方などがわからない人がかなりいるのかとも思ひます。そういうふうなことでございますので、市民を対象とした講習会などをいたしまして、これらの育て方等についての勉強といひますか、教えるといひますか、そういうようなことをしたらどうかと思ひます。これらにつきましては、市内の植木組合の方々とか、その道の専門家といひますか、その道の方にも相談をいたしまして、その対応に努めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。

下の川の緑の保護対策に関連をいたしまして、全体の面積あるいは所有者、それから、交渉経過、そういった御質問でございますが、全体の面積といたしましては、ちょうど陸橋通りから七小のところまででございますが、約八千七百平方メートルの面積がございひます。そのうち、現在の下の川の改修工事にあわせているという感じもございひますが、片倉のところまでも第一期という考え方を持ちまして、交渉を進めているわけでございます。片倉までにつきましては、面積にいたしまして四千七百四十七平方メートルほどございひます。これは台帳地積でございひますので、実際にはかなり面積には違ひが出てくるのではないかと思ひます。台帳地積ではその面積になっておりひます。筆数で四十筆でございひます。

所有者でございひますけれども、所有者は二十二名、共有名義もございひますけれども、数の多い共有名義もございひますので、とりあえず、それは一名と計算をいたしまして二十二名と、そんな状況になっております。

交渉につきましては、この春から交渉に当たりまして、いろいろ権利者等の交渉を持っているわけでございますが、二十二名のうち、大体十四名については協力が得られると、そういうふうな感触を持ってございひます。残りの八名でございひますけれども、いろいろの事情がございひまして、今すぐ返事するわけにいかないと、そういう方がその中にございひます。その理由といたしましては、先祖の土地であるので今すぐ

返事はできないというものであるとか、あるいは家の建てかえ計画がありまして、その建てかえ計画の面積の関係で、今すぐ御返事できないとか、そういうものがございひますが、全体的には、何とか協力してもらえるのだろうと、そんなふうな感触でおるわけでございますが、いずれにしても、ほかの緑地等の関係もございひますし、また基地対策事業というふうな形で、計画年次でこの事業に取り組むと、そういうふうな問題もございひますので、早い時期に手当てできるものについては、手当てをしていきたいと、そのように考えております。

なお、この残りの部分につきましても、先ほど、市長の方からも答弁してありますとおり、この緑地については、かけがえのない緑地であると、そういうふうな判断をしてございひますので、早い時期に手当てできるものについては、手当てをしていきたいと、そんなふうな考えております。以上でございひます。

○十八番（小野沢 久君） それでは、もう一度、三回目でございひますので、緑化の関係ですが、下の川のことについては、今、早い時期に手当てをしていきたいということを聞いたので、まあ安心はするのですけれども、やはりどうしても補助金がほしいばかりに、補助金、補助金で道路工事が先行いたしますと、なかなか持っている方は民地でございひますから、開発ができるのならば開発してみたいと。今の土地の高騰の中では十分メリットがあるわけですから、それが始まってくるとあそこがやっただからいいだろうということになってきて、際限なく行われる可能性もあるわけです。ですから、何としても、これは、まあ補助金も結構ですけれども、そこら、早い時期に手当てをしていくということですから、公社等を使って先行取得していかないと、気がついたときにはそこら中が買われてしまつて、虫食いになってしまうというところのないように、これは、そういうことになりましたと、必ず将来に対して責任があるわけですから、何とかそこらは、そういうことでやっていただきたいと思ひます。

それで、今、この緑化の關係を見てもわかるように、公園の關係は施設課が担当してありますね。それで、経済課が樹林地の關係、生け垣の關係をやつて、都市開発の方では指導要綱の中でやっていると、非常にあちこちばらばらという氣がいたしますので、将来的には窓口をはっきりしていつて、一カ所で対応ができるようにしていつた方が、緻密な対応ができるのではないかと思ひますので、その辺の組織

も含めて検討していただきたいということを要望して、このことについては終わらせてます。

それから、社会教育の関係。

大体、プールについても地域体育館とあわせてできるかどうか検討ということでございますから、また折りあるごとに質問は続けていきたいと思ひます。

マイクロバスについても、必要性が十分あるということでございますから、なかなか教育委員会は返事してもお金がないから、向こうを向いて話をしないと、お金の話ができないのですけれども、それは、要望が出てからでないと大きな御世話かもしれませんので、十分遠征に行くときに行きやすいように、あるいは子供たちが学校の行事でも使えるように、早急にできるような形をとっていただきたいと思ひます。それから、あとロッカー代については、これ以上言っても、なかなかぼろっとしやべらないところが、次長の固いところで、何とかぼろっと思うかと思つたけれども、とうとう……。いずれにしても、これはいろいろな方が言っていますから、何とか実現をしていただきたいと思ひます。

それから、表彰の件も、文化功労、体育も含めてということ、そんなにお金のかかることではないです。これはぜひともやってください。お願いします。

一つ残ったのが、学校開放のナイターの関係なんですけれども、今の説明で、やはり地域には説明してないのです。これは、教育委員会にはもう前から私が言っているのに、ずうっとこれは伝統的にこうなんだよ、教育委員会は。なぜかという、学校の中のことから、近所は余計なことを言わなくなつていいという態度なんだ、これは、まさに。だから、工事する前について本来なら、やはり例えば二中だって近所がある。一小、一中だってあるでしょう。そこらはやる前にきちんとして、ナイター設備をつけるんだという話をするべきなんです。工事が終わっても何にもしていないわけでしょう。これはもう学校の中のことだから、近所は余計なことを言うなという姿勢のあらわれでしかないのですよ。これは前から言っている。一つも変わっていないんです。この間だって、私に言われたばかりでしょう。それは、もう土木だって、下水だってきちんと近所へ説明して回っているのです。教育委員会だけがこれをしていない。ずっとそうだよ。これは非常に不愉快だ。だから、今の話でいくと、今後はやっていくという。それじゃ、これか

ら二中も一中もできたわけだから、その辺の説明は当然すべきだと思います。そこらはできるのかどうか。それから、これからは近所に話をしてから進めていくということだけれども、なかなか順番を決めていくにもね、なるべくそういう近所の少ないところから、やはりやっていくのではないかという気がしますけれども、そこら辺の取り組みをどうするのか、これは、はっきりお答えをしていただきたいと思ひます。

○教育次長（古谷正夫君） 大変申しわけございません。二中は、今、工事中でございます。でき上がりましたら、御説明させていただいて、御理解いただくように努力させていただきたいと思ひます。

次に、今後の順序でございますけれども、実施計画に計画を載せてございます。それによりまして進めさせていただきたいと思ひますので、付近住民が多い、少ないというふうなことでなく、年次計画を持って立てていきたいというふうと考えております。どうぞよろしく願ひします。

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

午前 十時四十八分 休憩

午前十一時 二十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（仲村清信君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

（須崎議会議務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（仲村清信君） 以上で報告は終わりました。

○議長（仲村清信君） ただいま報告された議案一件の取り扱いについては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願ひします。

(議会運営委員長 村野和一郎君登壇)

○議長(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会における結果につきまして、御報告いたします。

まず、本日理事者から議案一件が提出され、追加日程として組ませていただきました。この取り扱いにつきましては、本日の日程に追加して先議するとともに、慎重審議の上、即決願うことといたしました。以上御報告いたします。

○議長(仲村清信君) 以上で、委員長の報告は終わりました。

新たに提出された議案一件を本日の日程に追加し、先議したいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって、新たに提出された議案一件を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 追加日程第一 議案第百九号 福生市の一般職の職員の平成元年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 浅見裕康君登壇)

○助役(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第百九号 福生市の一般職の職員の平成元年十二月期期末手当の支給割合を定める条例について、提案理由とその内容を説明申し上げます。

本条例は、提案理由にもございますように、福生市の一般職の職員に対し、支給いたします期末手当の支給割合を定めようとするものでございます。

条例の第一条は趣旨でございまして、職員の給与に関する条例の規定に基づきまして、十二月期期末手当の支給割合について定めるといふものでございます。第二条におきまして、支給割合を百分の百九十六といたそうとするものでございます。なお、勤勉手当が給与条例におきまして〇・六カ月というように規

定されておりますので、あわせて十二月期の期末勤勉手当につきましては、百分の二百五十六と相なるわけでございます。支給額につきましては、最高の者で百二十四千円、最低の職員で三十四万九千九百円と相なっております。なお、平均年齢は三十九歳と七カ月で、平均の支給額は八十二万七千八百八十五円でございます。なお、支給日につきましては、規則で十二月十五日と相なっておりますので、そのように支給をする予定を持っております。

なお、これに伴います予算措置等につきましては、まことに恐縮に存じますが、予算の先食いをさせていただきます。次の議会にこれに伴います補正予算を御提案申し上げたいと、かように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、附則でこの条例は交付の日から施行いたそうとするものでございます。

まことに簡単でございますけれども、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第百九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第百九号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 引き続きまして、一般質問を行います。二十番指田保雄君。

(二十番 指田保雄君登壇)

○二十番（指田保雄君） 一年ぶりに御指名をいただきましたので、既に通告いたしました二点について伺いたいします。

まず、市民の奇特定の行為に対する表彰についてありますが、御案内のように、市には、立派な表彰条例が制定されておりますが、条例により規定されている市長とか市議会議員等々の職にあるものは、明確なわけで、問題はないわけでありますが、第四条第四項に規定されている本市の市民もしくは本市に關係のある個人または団体で、著しい德行または奇特定の行為により、市民の模範とするにふさわしい者については、なかなか資格について判定しがたいものがあると思われます。本市も平成二年には市制二十周年を迎えることでもあり、福生市を愛し、福生市の行政に何らかの形で参加されておる多くの市民の皆さんの中に、第四条第四項に該当される方が大勢いらっしゃるのではないだろうかと考えられます。これらの方々について、市はどのように対応されようとしておられるのか、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、コンピューターについてありますが、昭和六十一年八月導入以来三年が経過したわけですが、この間、どのように活用されたのか。また、導入によるメリットはあったのか。利用レベルは二十六市中央のくらいであるのか。関係職員の過不足はないか。また、今後の電算化への取り組み姿勢などについてお答えをいただきまして、壇上による質問といたします。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 指田議員さんの御質問に御答弁いたします。

まず第一点目の表彰について、市民の奇特定の行為に対する市の考えについてでございますが、福生市は、平成二年度は、市制二十周年として記念すべき年でございます。この間におけるめざましい発展を遂げることができたのは、議員の先生方あるいは市民の御努力、御協力をいただいた結果であることは、言うまでもございませんが、一方、行政の手の届かないところにおける隠れた部分において、黙々として御活躍をいただいております方々の力も大なるものがあつたからこそと言つても過言ではないと思います。そうした方々に対し、いつか何らかの機会に敬意を表したいと考えているところでございますが、平成二年度

は二十周年の記念の年でもございますし、七月一日には記念式典を実施する予定でありますので、そのときに、市政に貢献された市民に対する記念表彰とあわせ、例えば長い期間において、公衆便所、公園あるいは道路等の清掃、交通安全防犯活動であるとか、老人、児童、母子、障害者等の福祉活動に携わってくださっている方であるとか、青少年の健全育成等、社会教育活動をなさっている方等々、いろいろの分野にわたって御活躍をいただいている方あるいは団体等の奇特定の行為に対し、表彰すべく検討をしているところでございます。しかしながら、その範囲であるとか基準等難しい面もありますが、ぜひとも実施に移していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、コンピューターの利用についてでございますが、当市は昭和六十一年八月にオフィスコンピューターを導入し、住民基本台帳事務の電算化を開始いたしました。そして、昭和六十二年には、税務事務、保険事務、財務部会計事務を電算化してまいりました。こうした各種事務の電算化により、それぞれの事務処理が著しく改善され、事務の迅速化、正確化、省力化が図られてきております。中でも、住民登録關係の事務につきましては、窓口に見えた市民の方を余りお待たせすることなく、即時処理ができるようになります。大きな成果を上げております。今や、コンピューターのOA機器の導入は、各自治体でも一般化されておりました。行政のOA化は行財政運営に欠かすことのできないものとなつてきております。今後とも住民サービスの向上や行財政運営の効率化を図るため、コンピューターの活用につきましては、さらに一層の努力をしていく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、御質問の都下二十六市の中では、ちなみに申し上げますと、当市のコンピューターのレベルにつきましては、どのくらいかという点、大体中程度ではないかと、このように思っております。

また、電算担当職員につきましては、本年四月から専門的に事務に取り組める職員を配置しますので、現状に対応できると考えております。

以上で、指田議員さんからの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○二十番（指田保雄君） それでは、自席から。

今、市長から前向きに取り組むと、検討という言葉があつたのですが、これは、きのうから大分皆さん

から怒られている言葉でございますが、これは前向きに取り組んでいただけるということでありますので安心してしました。これは、ぜひともやっていただきたいと思います。本当に、私はそういう人たちの姿を見て、本当にありがたいことだなあと、いつも感心しているわけでございますが、そういう人たちも、何も表彰をされようと思っただけではないわけですね。本当に自分の回りをきれいにしよう、市をきれいにしよう。そういう厚意から行っていることだと思ふのです。ですから、そういう方々、本当にだれも見えていないところで努力していただける方々に、やはり光を当てていくのが心の時代——市長のキャッチフレーズ——ではないかと思ふので、くれぐれも、これはよろしくお願いをしうものであります。

そして、また電算化につきましては、今後とも大いに利用していくということで、省力化を図られると結構なことだと思います。専門的に取り組める職員も配置しておるということで、安心しておりますが、果たして職員のレベルはどのくらいかと。こういうテストですが、どのくらいだと思ひますか。この職員のレベルは、私が見たところではかなり高いと思ひます。というのは、いろいろなプログラムを作成する過程で、プログラマーなどはいろいろそういう中で、自分の実力を上げるために、大体ゲームとかそういうものに挑戦しているようです。この職員がつくったゲームがあるわけですが、これを東芝の専門家が来て、それを見て、うちの研究所でつくったゲームよりよくできていると。このようなことを話しておったそうです。そういう優秀な職員もいることですから、今後とも、適材適所で、みんなが喜んで働けるような、そういう環境づくりに、今後とも努めていただきまして、活力ある福生市が構築されますようお願いをいたしました。一般質問を終わります。

○議長（仲村清信君） 次に、十二番原 敏子君。

（五番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） それでは、一般質問をさせていただきます。まず初めに、老人福祉について。

老人入院見舞い金制度について、お尋ねをいたしたいと思います。私は、九月議会に引き続いて、この質問をいたします。九月議会の質問ですから、まだ、記憶に新しいと思ひますが、福祉施策の立場からお尋ねしたいと思ひます。

九月議会の市長の答弁は、老人保健法の趣旨からして難しい状況であるとしながら、「老人問題というのには、非常に深い感心を持っている。検討しなければならぬのではないかなあ」と、このように言われました。私がこの問題を何回も繰り返し取り上げるのは、お年寄りの生活、とりわけますますひどくなる医療のことを考えるからです。

御承知のように、医療費の抑制を大きな理由にして老人医療費の無料を廃止にして七年たちました。老健法ができて、有料化が始まった昭和五十八年二月より、お年寄りの皆さんの医療費の負担は、老健法の相次ぐ改悪により、ますますお年寄りの負担をふやし、お年寄りいじめとなつています。しかも、自民党政府は高齢化社会になるという理由で、国民の反対を押し切つて消費税を実施しました。そのため、お年寄りの皆さんとその家族の皆さんの生活は、ますます苦しくなつています。消費税というのは、全くお年寄りの皆さんを初め、国民を苦しめるものです。

それなのに、またまたお年寄りを苦しめる老人保健法の改悪を、来年度も実施しようと準備をしています。十一月二十日の読売新聞の報道によりますと、厚生省は十九日までに、改正の基本方針を固めたといひます。これによりますと、一、お年寄り自身が窓口で支払う一部負担金の引き上げは、当初検討されていた低率化はもとより、定額アップも見送る。二、医療費適正化のため、長期入院の慢性疾患患者からは、給食費など生活費分を徴収する。三、医療機関に支払う診療報酬は、限定して定額化する。四、在宅医療、福祉の宣伝の強化を柱にしています。

この報道のとおりだとしますと、本人の一部負担金は見送られた形ですが、入院患者の給食費負担など、お年寄りやその家族の直接の負担は、さらに大きくなります。しかも、お年寄りに対する差別医療の問題もあります。この医療差別で慢性疾患のお年寄りは入院もできなくなり、もし入院できても、個人負担が多大なものになることは、目に見えています。私は、このように老人保健法の改悪が進む中、お年寄りの